

○ 信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件

(平成十八年金融庁告示第三十四号)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第〇条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七條第二号に規定する特定業務を営む場合における第一條及び第二條の規定の適用については、第一條中「掲げる者」とあるのは「掲げる者及び特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社をいう。次条において同じ。)」と、第二條中「掲げる者」とあるのは「掲げる者及び特定承継会社」とする。</p>	<p>(新設)</p>